開発協定書

(開発行為者)

鹿児島県国分市敷根1 4 1番地 株式会社 キリシマ 代表取締役 鎌田善政

開発協定書

霧島町長 近藤好夫(以下「甲」という。)と株式会社キリシマ代表取締役鎌田善政(以下「乙」という。)との間において、乙が霧島町永水・大窪地内で行うゴルフ場の建設事業について、次の事項により開発協定を締結する。

(信義、誠実の義務)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの協定を履行するものとする。

(事 業)

- 第2条 乙は、ゴルフ場の建設事業及びこれに関連する事業(以下「事業」という。)を、鹿児島県土地利用対策要綱(昭和49年12月24目県告示、以下「県要綱」という。)による鹿児島県知事の承認を得た別添事業計画書により施工するものとする。
 - 2 乙は、平成5年3月までに事業に着手し、平成7年6月までに事業を竣工するものとする。
 - 3 前項の規定は、甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(雇用等)

第3条 乙は、事業の施工及び完成後の操業(以下「事業の運営等」という。)に伴い必要となる従業員の採用及び企業の選定並びに資材物資の購入等に当っては、地元の住民及び企業等を優先的に取り扱うよう努めるものとする。

(目的外使用の禁止等)

第4条 乙は、事業の用に供する目的で取得又は賃借した土地を、事業目的以外の用に供してはならない。

(施工、報告等)

- 第5条 乙は、事業の施工に当っては、甲及び関係行政機関の指導に従い行うものとする。
 - 2 乙は、事業の施工に着手したときは、速やかにその旨を実施施工計画書を添付して、 甲に報告するものとする。
 - 3 乙は、事業の施工期間中は、その進捗状況を各四半期ごとに関係書類(出来高調書・ 施工状況写真等)を添付して、甲に報告するものとする。
 - 4 甲は、必要と認めるときは、乙に対して事業の進捗状況等について立入り調査し、改善すべき事項を指示することができる。
 - 5 乙は、事業が竣工したときは、速やかに関係書類(完成状況写真等)を添付した竣工 届を甲に提出し供用開始前までに甲の確認検査を受けなければならない。

(道 路)

第6条 乙は、事業地区内の付替道路及び事業地区と公衆用道路を連結する取り付け道路等を施工するときは、公衆用道路の管理者と協議を行うとともに、自己の費用負担において新設又は改良若しくは舗装(以下「新設等」という。)を行うものとする。

- 2 前項の規定により、乙が新設等した道路の管理については、甲乙協議して定めるものとする。
- 3 乙は、工事施工において使用する公衆用道路については、事業関係者以外の利用者の 安全を確保するとともに、その通行を妨げることの無いよう万全の措置を講じなけれ ばならない。
- 4 乙は、工事施工のために使用した公衆用道路に破損が生じた場合は、自己の費用負担 において補修を行い、道路管理者の確認を得るものとする。

(用水の確保)

- 第7条 乙は、事業の運営等において必要とする用水については、自己の責任と費用負担において確保するものとする。
 - 2 前項の場合において、乙は霧島町建設課水道係及び直接関係のある水利権者と事前に協議してその了解を得るとともに、関係地域住民の用水利用に支障を及ぼさないよう万全の措置を講ずるものとする。
 - 3 甲は、乙が事前の措置にもかかわらず、関係地域住民の用水の利用に支障を及ぼした場合は、乙の取水を制限するなど必要な措置をとることができる。

(排出水の処理)

第8条 乙は、事業の運営等における排出水の処理計画(調整池等の設置を含む。)及び汚水の終未処理計画を事前に作成し、排出水の放流先の河川又は海岸若しくは湖沼の管理者と協議を行い必要な許可又は承認を得るとともに、直接影響を受ける関係住民及び水利権者並びに漁業権者と協議を行いその同意を得るものとする。

(周辺住民等に対する危険防止)

第9条 乙は、事業の施工や運営に当っては、周辺住民や利用者の安全確保のため、予め必要 な対策を講じなければならない。

(防 災)

- 第10条 乙は、事業の施工に当っては、甲及び関係行政機関の指導及び指示に従うとともに、 自己の費用負担において、必要な防災施設を他の施設の設置に先行して設置するなど、 災害の防止に万全の措置を講じなければならない。
 - 2 乙は、事業の完成後においても、調整池の維持管理等について万全の措置を講じなければならない。
 - 3 乙は、事業完成後において調整池の管理を第三者に移管するときは、事前に甲と協議するものとする。

(公共施設)

- 第11条 乙は、事業の運営等において必要となる公共施設及び公益的施設を、自己の費用負担において設置又は整備するものとする。
 - 2 前項の公共施設及び公益的施設の種別、規模、内容、管理等については、甲乙協議して定めるものとする。

(環境保全協定)

第12条 乙は、事業の運営等に伴う公害の防止や自然環境の保全等については、甲乙協議して環境保全協定を締結するものとする。

(環境衛生)

第13条 乙は、事業地区内において生じたゴミ及びし尿等の廃棄物の処理に当っては、自己の費用負担において必要な処理施設を設けるなど、環境衛生に万全の措置を講ずるものとする。

(農薬の使用)

第14条 乙は、病害虫の発生状況等を十分把握して適切な防除に努めるとともに、「鹿児島県 ゴルフ場農薬安全使用指導要綱」(平成元年9月21日決定)に基づき農薬の安全使用 に万全を期するものとする。

(水質の管理)

- 第15条 乙は、「鹿児島県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱」及び環境保全協定に定める環境監視計画に基づき、定期的に排出水等の水質検査を行い、事業の運営等による排出水等が、 周辺地域の水道水源、井戸及び公共水域へ及ぼす影響を把握するものとする。
 - 2 乙は、前項の検査において、異常を認めたとき又は水質に関し関係地域住民から苦情があったときは、遅滞なく誠意を持って必要な措置を講ずるとともに、甲及び関係行政機関に報告を行い、その指示に従わなければならない。

(文化財保護)

- 第16条 乙は、事業の施工に当っては、甲及び関係機関の指示に従うとともに、事前に文化 財の有無を調査するものとする。
 - 2 乙は、工事中において、文化財が存在することを発見したときは、現状を変更することなく遅滞なく、甲及び関係行政機関に報告を行うとともに、その指示に従い、これを 保護するために必要な措置を自己の費用負担において講ずるものとする。

(自然保護)

第17条 乙は、事業の運営等に当っては、自然環境保全に努めるとともに、自然の破壊を生じた場合は、自己の費用負担において修景緑化等自然植生の速やかな回復を図るなど、自然保護に必要な措置を講ずるものとする。

(災害、賠償)

- 第18条 乙は、事業の運営等により災害又は事故が発生した場合は、直ちに災害現場の復旧 を図るなど必要な措置を講ずるとともに、甲及び関係行政機関に報告を行い、その指導 に従わなければならない。
 - 2 乙は、災害発生等により周辺住民等に損害を与えたときは、遅滞なく損害を受けたものと誠意をもって協議するとともに、その損害を賠償しなければならない。

(権利義務の承継)

- 第19条 乙は、やむを得ない理由により事業の運営等にかかる権利又は義務を第三者に譲渡 又は承継しようとする場合は、甲と協議し承認を受けなければならない。
 - 2 甲は、前項の規定により乙の事業にかかる権利又は義務を譲り受けた者と、承継する 事業に関する協定を締結するものとする。
 - 3 乙が譲渡するまで負担していた義務は、継続してその譲受け人と連帯して負担するものとする。

(工事完成保証人)

- 第20条 乙は、事業の施工について工事完成保証人(以下「丙」という。)をおくものとする。
 - 2 丙は、乙と連帯して本協定を遵守し工事を完成するものとする。

(事業の中止)

- 第21条 乙は、自己の責めに帰すべき理由により事業を中止することが明らかになったとき は、遅滞なくその理由を付して、甲と協議しなければならない。
 - 2 前項の場合において、乙は災害保全等の対策について甲と協議するとともに、必要な措置を講じなければならない。

(協定の解除)

- 第22条 甲は、乙が関係法令に違反した場合、又は乙の責めに帰すべき理由により事業の運 営等を中止した場合、若しくはこの協定に定める義務を履行しない場合は、この協定 を解除することができる。
 - 2 甲は、乙がこの協定に定める義務を履行しない場合、又は前項の規定によりこの協定を解除した場合は、県要綱第9条及び同第10条に掲げる措置又はその他必要な措置をとることができる。

(返 還)

- 第23条 乙は、前条第1項の事業の中止によりこの協定を解除された場合において、従前の 土地所有者又は甲若しくは甲の指定する者から当該土地の譲受け希望がなされたと きは、売買契約時点の価格(この協定締結の日から10年を経過した日以後において は、甲乙協議して定める価格)で譲り渡さなければならない。この場合において、乙 は原則として現状に回復して引き渡すものとする。
 - 2 前項の場合において、現状回復に要する費用及び建物、工作物等の撤去にかかる費用は、乙の負担とする。

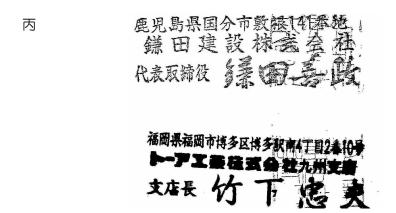
(疑義の決定)

第24条 この協定に定める事項及びこの協定に定めのない事項ついて疑義が生じたとき、又は協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を4通作成し、甲乙丙及び立会人記名押印のうえ各自 1通を保存する。

平成5年3月19日

- 申 鹿児島県姶良郡霧島町田□8番地4霧島町長近藤好夫
- 乙 鹿児島県国分市敷根141番地 株式会社キリシマ代表取締役 鎌田善政



立会い人 霧島町議会議長 宮田揮彦

添付図書

1. 位置図 2. 事業計画書 3. その他